

第1章 報酬・費用弁償

埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償等に関する条例

制定	昭和47年	2月	7日	条例第9号
改正	昭和48年	8月	27日	条例第6号
	昭和49年	3月	2日	条例第3号
	昭和49年	5月	1日	条例第6号
	昭和49年	9月	2日	条例第8号
	昭和49年	12月	16日	条例第11号
	昭和51年	3月	1日	条例第1号
	昭和51年	12月	23日	条例第6号
	昭和53年	2月	24日	条例第2号
	昭和54年	8月	9日	条例第2号
	昭和57年	2月	22日	条例第2号
	平成元年	12月	25日	条例第7号
	平成3年	1月	16日	条例第1号
	平成4年	1月	16日	条例第1号
	平成6年	1月	12日	条例第1号
	平成7年	1月	12日	条例第1号
	平成10年	2月	18日	条例第2号
	平成11年	11月	25日	条例第5号
	平成12年	2月	17日	条例第3号
	平成13年	2月	8日	条例第3号
	平成13年	8月	30日	条例第6号
	平成14年	2月	14日	条例第2号
	平成15年	2月	10日	条例第3号
	平成15年	11月	28日	条例第5号

第5編 給与（埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償等に関する条例）

平成16年 2月 3日 条例第3号

平成19年 2月 7日 条例第1号

平成20年 8月27日 条例第4号

埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償等に関する条例

（報酬）

第1条 特別職の職員で、非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表のとおりとする。

（支給方法）

第2条 特別職の職員には、職についた日から、それぞれ報酬を支給する。

2 特別職の職員が、その職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで報酬を支給する。

3 前2項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割によって計算する。

4 報酬は、毎年6月、9月、12月、3月の4期において各その月分までを支給する。ただし、その職を離れたとき又は管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（費用弁償）

第3条 特別職の職員が会議に出席し、又は公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する額は、別表のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年12月1日から適用する。

附 則（昭和48年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の毛呂山町外2町1村ごみ処理組合特別職の職員の報酬に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年条例第3号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年条例第8号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（昭和49年条例第11号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日から適用する。
- 2 改正前の規定に基づいて支払われた監査委員の報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（昭和51年条例第1号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、職員については昭和51年10月1日から適用する。

附 則（昭和53年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年10月1日から適用する。

附 則（昭和54年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年条例第2号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第7号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成元年6月1日から適用する。
- 2 この条例による改正前の埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて平成元年6月1日からこの条例の
施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、この条例による改正後の埼玉西
部環境保全組合特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償等に関する条例の
規定に基づく期末手当の内払とみなす。

附 則（平成3年条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成2年6月1日から適用する。
- 2 この条例による改正前の埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のもの
の報

第5編 給与（埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償等に関する条例）

酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて平成2年6月1日からこの条例の施行の日の前日までに支払われた期末手当は、この条例による改正後の埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づく期末手当の内払とみなす。

附 則（平成4年条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成3年12月1日から適用する。
- 2 この条例による改正前の埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて平成3年12月1日からこの条例の施行の日の前日までに支払われた期末手当は、この条例による改正後の埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づく期末手当の内払とみなす。

附 則（平成6年条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（期末手当の額の特例）
- 2 平成5年12月に期末手当を支給された議長、副議長及び議員に係る平成6年3月にこの条例による改正後の埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の規定に基づいて支給される期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定して得られる同月に支給されることとなる期末手当の額から、平成5年12月1日現在におけるその者の報酬の月額及びその月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の10を乗じて得た額に、平成5年12月1日を基準日とした同日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて同項の表に定める割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。

附 則（平成7年条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（期末手当の額の特例）
- 2 平成6年12月に期末手当を支給された議長、副議長及び議員に係る平成7年3月にこの条例による改正後の埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のもの

報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の規定に基づいて支給される期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定して得られる同月に支給されることとなる期末手当の額から、平成6年12月1日現在におけるその者の報酬の月額及びその月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の10を乗じて得た額に、平成6年12月1日を基準日とした同日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて同項の表に定める割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。

附 則（平成10年条例第2号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成12年条例第3号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成12年3月に改正後の埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の規定により支給される期末手当の額は、
同条第2項の規定にかかわらず、当該期末手当の基準日において特別職の職員が受
けるべき報酬の月額及びその月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、1
00分の25を乗じて得た額に、基準日以前3ヶ月以内の期間におけるそのもの
の在職期間の区分に応じて、同項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則（平成13年条例第3号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成13年3月に改正後の埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の規定により支給される期末手当の額は、
同条第2項の規定にかかわらず、当該期末手当の基準日において特別職の職員が受
けるべき報酬の月額及びその月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、1
00分の35を乗じて得た額に、基準日以前3ヶ月以内の期間におけるそのもの
の在職期間の区分に応じて、同項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則（平成13年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年条例第2号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 平成14年3月に改正後の埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の規定により支給される期末手当の額は、
同条第2項の規定にかかわらず、当該期末手当の基準日において特別職の職員が受
けるべき報酬の月額及びその月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、1
00分の50を乗じて得た額に、基準日以前3ヶ月以内の期間におけるその者の在
職期間の区分に応じて、別表2に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則（平成15年条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条並びに次項及び附
則第3項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

（平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置）

- 2 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の埼玉西
部環境保全組合特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償等に関する条例第
4条第2項の規定の適用については、同項中「6ヶ月以内」とあるのは「3ヶ月以
内」と、同項第1号中「6ヶ月」とあるのは「3ヶ月」と、同項第2号中「5ヶ月
以上6ヶ月未満」とあるのは「2ヶ月15日以上3ヶ月未満」と、同項第3号中「3
ヶ月以上5ヶ月未満」とあるのは「1ヶ月15日以上2ヶ月15日未満」と、同項
第4号中「3ヶ月未満」とあるのは「1ヶ月15日未満」とする。

附 則（平成15年条例第5号）

この条例は、公布の日の属する月の翌日の初日（公布の日が月の初日であるときは、
その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第3号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第1号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償
等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出
発する出張及び施行日前に出発し、かつ施行日以後に完了する出張のうち施行日以
後の期間に対応する分について適用し、当該出張のうち施行日前の期間に対応する
分については、なお従前の例による。

第5編 給与（埼玉西部環境保全組合特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償等に関する条例）

別表

職 名	区 分	報 酬 額		費 用 弁 償 (会議出席日額)
		月 額	日 額	
監 査 委 員	議 会 選 出	10,500 円		2,600 円
	識見を有する者	13,000 円	〃	2,600 円
審 査 委 員	委 員 長	22,000 円	日 額	2,600 円
	委 員	20,000 円	〃	2,600 円